

マイナンバーカードにはメリットがたくさん!



マイナンバーカードとは

マイナンバーカードは、マイナンバー（個人番号）が記載された顔写真付のカードです。ICチップが搭載されており、本人の身分証明書としてだけでなく、様々な行政サービスを受けることができるようになります。

1 メリット 顔認証で受付が自動化される

受付が自動化され、人との接触が最小限に。感染予防にも効果的です。

2 メリット 転職・結婚・引っ越ししてもそのまま使える

新しい健康保険証の発行前でもマイナンバーカードで受診できます。

3 メリット 限度額以上の医療費の一時支払いが不要

高額療養費の限度額適用認定証がなくても、支払いが限度額までに。

4 メリット 健診結果や投薬歴に基づく治療が受けられる

同意すれば、医師や薬剤師がデータを確認して治療に当たれます。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は令和3年10月開始（予定）。

5 メリット 健診結果や服薬歴を管理できる

マイナポータルから健診結果や服用した薬の履歴を管理できます。

※特定健診情報の閲覧は、医療保険者によって開始時期が異なります。
※薬剤情報は令和3年10月開始（予定）。

6 メリット 医療費控除の申告が簡単にできる

医療費情報の自動入力で、医療費控除の申告が簡単にできます。

※医療費通知情報等の閲覧は令和3年11月開始（予定）。
※令和3年分所得税の確定申告から。



マイナンバーカードを受診時に利用するとき

1 事前に利用申請する



マイナポータルで受診の前に利用申請を行います。

2 カードリーダーにカードを置く



窓口のカードリーダーにマイナンバーカードをかざします。

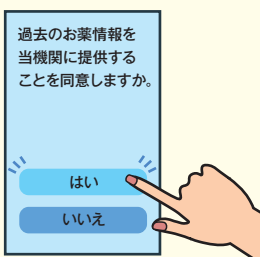
3 本人確認を行う

顔写真は機器には保存されず、本人確認以外には使用されません。



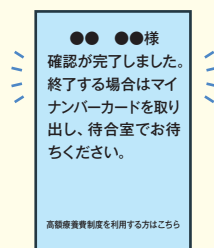
顔写真を撮影するか、暗証番号を入力して本人確認を行います。

4 薬剤情報・健診結果の情報提供の同意



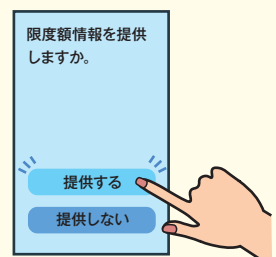
同意すれば健診結果や服薬歴を医療機関に提供できます。

5 受診手続き完了



受診手続きは完了です。支払いを限度額までにしたい場合は⑥へ。

6 高額療養費の限度額情報提供の同意



提供すれば高額療養費の限度額までの支払いで済みます。